

山崎郷大集

No. 84

6. 9. 12

兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話 62-2000

目 次

① 宍粟郡の梵鐘集成	— 波賀町・千種町の梵鐘 —	片山昭悟	1
② 山崎町の力石	高島慎助	11	
③ 明治維新の話(6)	堀口春夫	18	
④ 忠朝討死	浅田耕三	23	
⑤ 井堰普請願上帳(尼崎藩庄屋文書10)			
⑥ 春の研修旅行記	久保寅夫	26	
⑦ 事務局だより	垣口正信	29	
		33	



波賀町神社・寺院位置図

安賀佛祥山 満願寺の喚鐘は天明六年(一七八六)の鐘である。

「天明六丙午歳

十二月吉良日

播州宍粟郡安賀邑

波賀町には、金屋鑄物師長谷川孫兵衛の鐘が、安賀満願寺、同じく安賀八幡神社にもみられる。

斎木安養寺には、京三条金座和田信濃作が現存する。

上野井ノ谷八合目の半鐘は姫路瀬川氏によるもので、満願寺の梵鐘は鐘銘から、姫路京口住小野氏によるものであつたことがわかる。

今回、波賀町の梵鐘集成をこころみる。

佛祥山満願寺什物

現住芳淳

附第芳禪

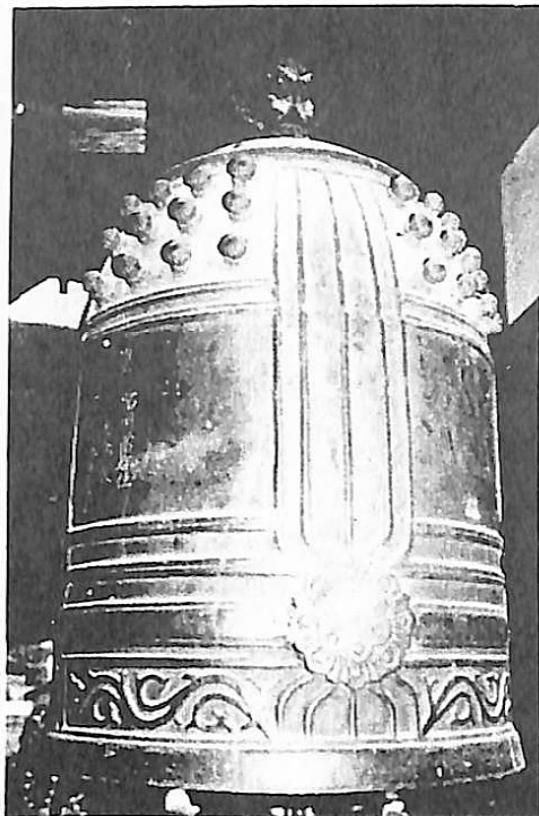
治工當國當郡住

長谷川氏

藤原吉則」とあり現存する。



満願寺 嘸鐘



満願寺 嘴鐘



撞座

藤原吉則は、満願寺鐘の製作前後には多くの梵鐘を作っている。天明二年（一七八二）には三日月町慶運寺鐘を、天明三年（一七八三）には大倭物代主神社鐘を製作している。

寛政元年（一七八九）には船元庵の鐘を、寛政四年（一七九二）には一宮町神福寺鐘を製作している。

長谷川氏藤原吉則と刻む鐘は、文化五年（一八〇六）の一宮町百千家満福寺の梵鐘がみえる。

また、昭和二十八年の梵鐘によると、旧梵鐘は「正徳二（一七一二）壬辰年三月姫路京口之住小野太郎左衛門尉藤原正家」によつて鑄造されていることがわかる。

安賀八幡神社の鐘は、「宍粟郡内寺社ノ鐘々銘写シ」によると、

「安賀八幡宮鐘銘

播磨国完栗郡安賀村

八幡宮什物

大願主廻国行者

武藏国足立郡大屋口村念西

上惣国夷隅郡小池村石井四平

願主惣氏子中

治工同國同郡広瀬郷金屋村

長谷川孫兵衛尉藤原吉信

尔時享保十一丙午三月十六日」とある。

「安賀八幡神社沿革誌」によると、享保十一年（一七二六）には、八幡神社の本社が建換になつてゐる。

この鐘も、享保十一年と同年である。

藤原吉信は、享保九年

年（一七二四）に山崎町中

野徳王寺の梵鐘を作つ

てゐる。

この鐘には「広瀬郷」

としている。

長谷川氏が「広瀬郷」

と刻むのは、宝永元年（一七〇四）の御形神社鐘にもみえる。

なお、安賀八幡神社には天文九年（一五四〇）に大河原備中守之清が大刀を奉納している。

波賀町斎木の醫王山安養寺の喚鐘は、宝暦十四年（一七六四）鋸直で現存している。



安賀八幡神社 本殿

治工は

「京三条金座

和田信濃」によるものであり、

美しい飛天像がみられる。

鐘銘によると

「播磨國完栗郡斎木村

醫王山安養寺持

白雲山日光寺什物

藥師如來 御宝前」とある。

かつては斎木山頂付近の白雲山日光寺什物であったことがわかる。

なお、千種町岩野辺の福海寺喚鐘は、宝暦十三年（一七六三）の作であり、治工は「京三条住國松近江」と陰刻されている。

同じ三条金座の

鐘であつても「和

田信濃」と「國松

近江」であり、

同じ飛天像がみ

られ、乳も三段

三列で同じであ

るが播座など、

やや違いがみら



安養寺 喚鐘



飛天像

上野の井ノ谷八合目

役行者半鐘は、波賀町教育委員会『ふるさとの文化財』によると、「民人の安泰を願つてひとつつけば井ノ谷全山にひびき、下界の部落までこだまする美しい音色の鐘」とされる。

半鐘の銘文は、

「播州完栗郡西谷
上野村山田井ノ谷山
行者大菩薩半鐘」

姫路

「瀬川安右エ門
藤原正則」

治工
寛政十二庚申年

十月吉辰である。



井ノ谷半鐘



井ノ谷より上野遠景



井ノ谷 役行者半鐘

はじめに

日見谷の赤山観音堂の鰐口は
「日見谷村赤山観音
元禄五年（一六九二）九月吉日」とある。

一千種町の梵鐘

千種町の梵鐘ならびに喚鐘、梵鐘碑文については平成五年六月
ならびに平成六年七月に調査を行つたので概略を紹介する。
岩野辺の福海寺喚鐘は「京三条住 國松近江」であり、千草の
西蓮寺喚鐘は大阪鑄物師「菅原安欲」とされる。双盤は「京室町

住、出羽大掾宗味作」である。

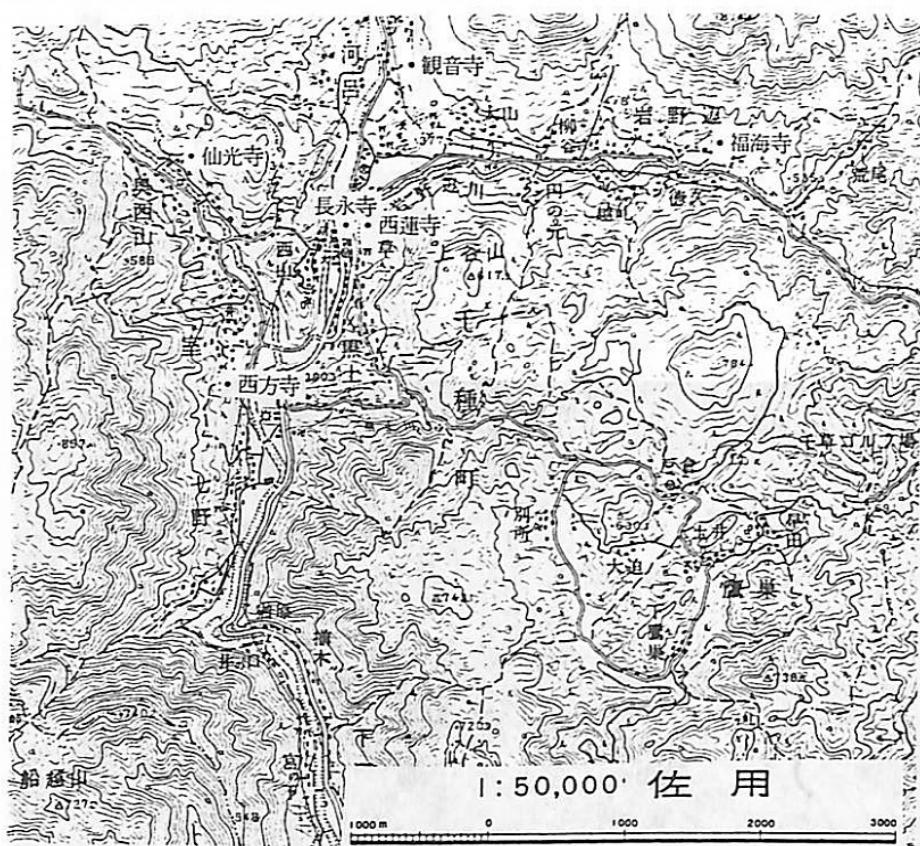
室の西方寺喚鐘は、総高三〇cmの宍粟郡で最も小さな喚鐘である。

また、長永寺の喚鐘は「宍粟郡内寺社ノ鐘々銘写シ」によると、

長谷川氏の作で、寛政六年（一七九四）の鐘である。

西山村文珠山 仙光寺の喚鐘は、天保十五年（一八四四）の鐘である。

以上、千種町の梵鐘について概略を述べる。



千種町寺院位置図

千種町岩野辺の石原山福海寺の喚鐘は、宝暦十三年（一七六三）の作で、現存するものである。

鐘銘によると

「宝暦十三癸未天
三月吉日」

「治工京三条住
國松近江」

と陰刻されている。



福海寺喚鐘（宝暦十三年）



福海寺喚鐘

「京三条住 國松近江」の作であり、波賀町斎木の安養寺の喚鐘は、宝暦十四年（一七六四）铸造、三条金座、和田信濃である。同じ三条金座でも「國松近江」と「和田信濃」とは飛天像であるが、ややタイプが異なる。

『波賀町誌』によると、

白雲山日光寺が永禄年中（一五五八～一五六九）に千種町岩野辺・福海寺と、

波賀町斎木・安養寺の二つに分かれたもので、いずれも喚鐘は現存していることから、二つを比較する上で極めて重要な資料である。

なお、梵鐘は、鐘銘によると、享保八年（一七二三）干時とされる。鐘楼は、千種町指定文化財である。



福海寺梵鐘

福海寺喚鐘銘

奉寄進半鐘一口

石原山福海寺

聖觀音宝前

宝暦十三癸未天

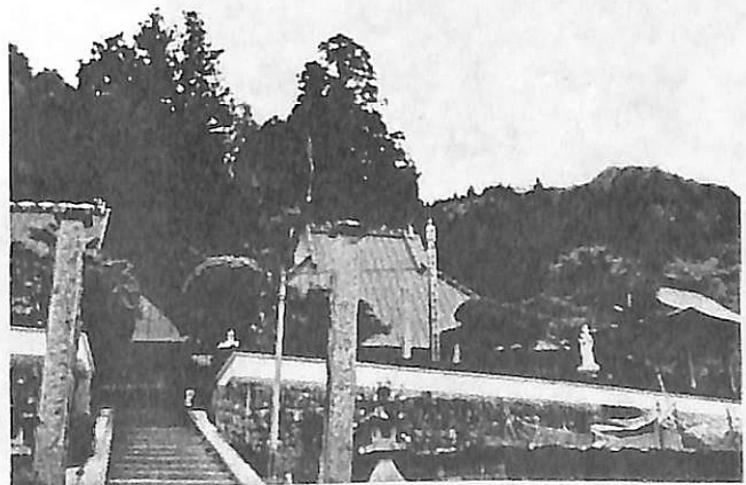
三月吉日

願主觀音講中

施主十方檀那

治工京三条住

國松近江



福海寺遠景

「播州完栗郡千草町

治工菅原安欲」の作である。

「菅原安欲」については、坪井良平氏の『梵鐘と古文化』によると、大阪鑄物師であるとされる。

菅原安欲は、宝永の頃「河内屋五郎右衛門菅原安欲」を初現と

千種念佛で知られる千種町千草の安国山教信院西蓮寺の喚鐘は宝暦十三年（一七六三）の作であり、現存している。

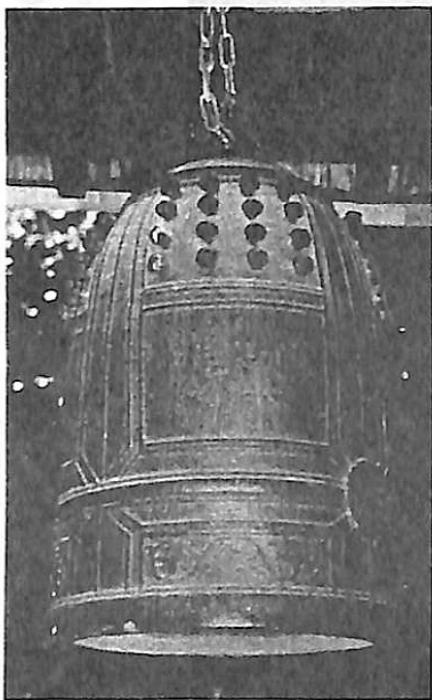
鐘銘によると、

する。

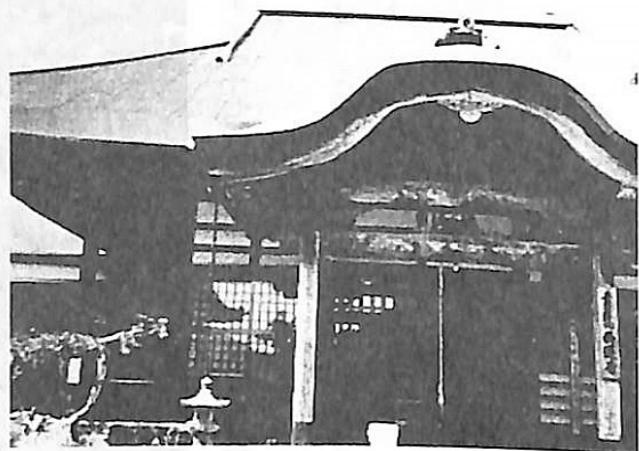
大阪御堂筋とも本町五丁目ともあり、船場商人街の中心であつたことがわかる。

鋳物師とも仏具所とも記すことから、北御堂前に河内屋の屋号として仏具商を中心として梵鐘を販売していたのではないか。

菅原姓の名の梵鐘は天明四年以後見当らない。大阪ともつながりがあつたのではないか。



西蓮寺喚鐘（宝暦十三年）



西蓮寺 本堂

西蓮寺喚鐘銘

播州完栗郡千草町
安国山教信院西蓮寺

什物

豊誉代

宝暦十三癸未歳

十一月日

治工菅原安欲

喚鐘は、総高五三cm、鐘身四〇cm、笠形四cm、龍頭一〇cm、口径三〇・六cm、乳の間は四段四列、撞座は複弁八葉、草の間には唐草紋を施す。

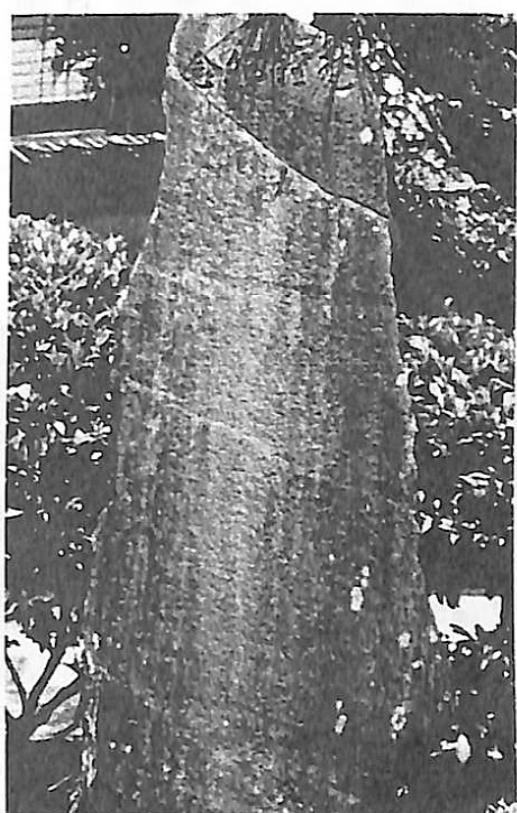
宝暦十三年（一七六三）は、福海寺の喚鐘と同時期の鐘である。

また、大阪鋳物師による鐘は、昭和三十年六月まで宍粟郡三河村であつた南光町漆野光福寺の喚鐘が元禄六年（一六九三）岸本七右衛門吉久によるものが知られる。

なお「菅原安欲」の作は、宍粟郡内では安富町の真光寺鐘が、宝暦十二年（一七六二）である。菅原安欲の作は、と陽刻するのが特徴である。

治工菅原安欲

西蓮寺の梵鐘は「播州西蓮寺鐘銘並序写」によると、慶安四年（一六五）と、延宝五年（一六七七）であったことがわかる。千草鉄で有名な千草屋源右衛門と関わりが深い。

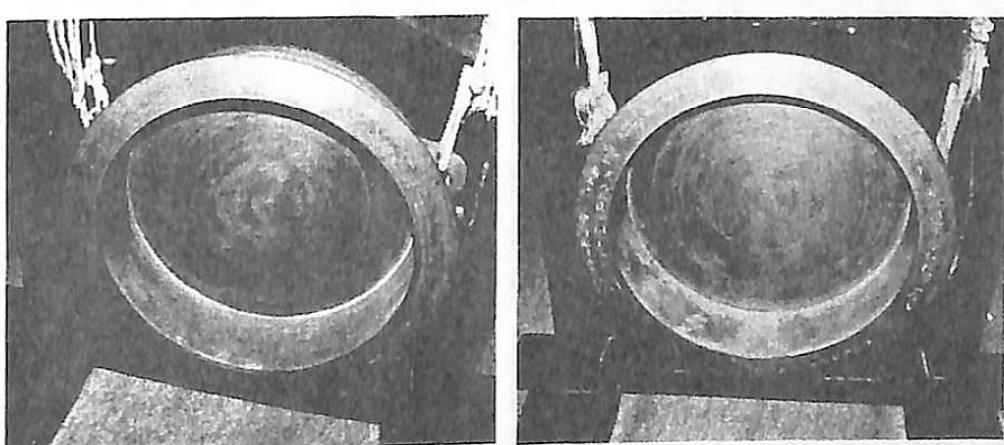


西蓮寺 梵鐘碑

少なく金、仏具を作っていたとされる。坪井良平氏の『梵鐘と古文化』によると九口が知られ、沖縄首里覺寺樓鐘は、康熙三十六年〔元禄十年（一六九七）〕の紀年銘がある。また宗味は、寛文九年（一六六九）から百十年間世襲されている。



西蓮寺撞座



西蓮寺 双盤

西蓮寺の双盤をつくった

「京室町住出羽大掾宗味」について

「出羽大掾宗味」とは、

京の鋳物師で、三条金座和田信濃らと異なり梵鐘を鋳たものは

亀流山長永寺の梵鐘は、「宍粟郡内寺社ノ鐘銘写シ」によると、寛政六年（一七九四）の鐘である。

亀流山長永寺

願主 現住周應
同 先住周躰
施主 惣門徒
十方檀越

勅許

御鑄物師

當郡金屋之住

長谷川孫兵衛藤原吉則

長谷川五良兵衛藤原家次

干時 寛政六年甲寅四月朔日

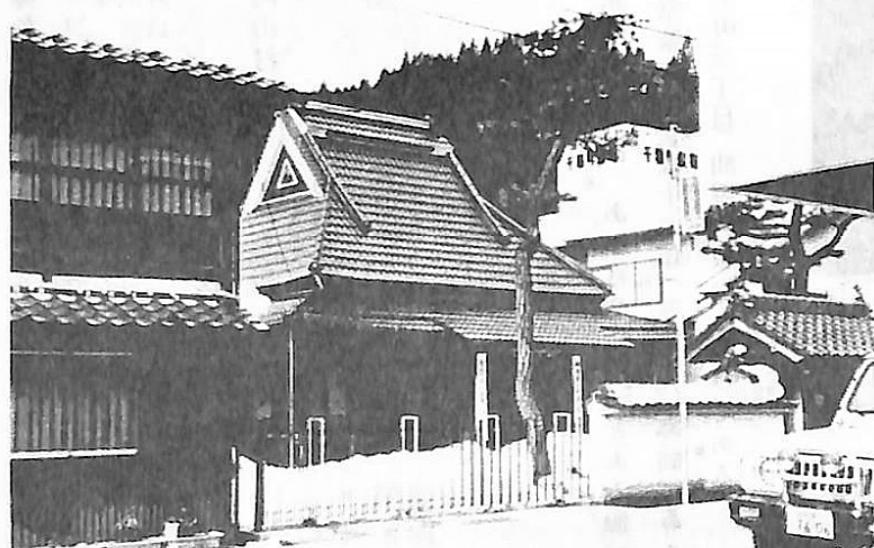
「勅許 御鑄物師」がみえる。

寛政六年（一七九五）といえば、岸田村（現一宮町上岸田）仏心寺の一件があり、三条釜座との争論の翌年である。

それ以来、長永寺の鐘はじめ小茅野位王神社、川戸元道場鐘には「勅許」を刻んでいる。

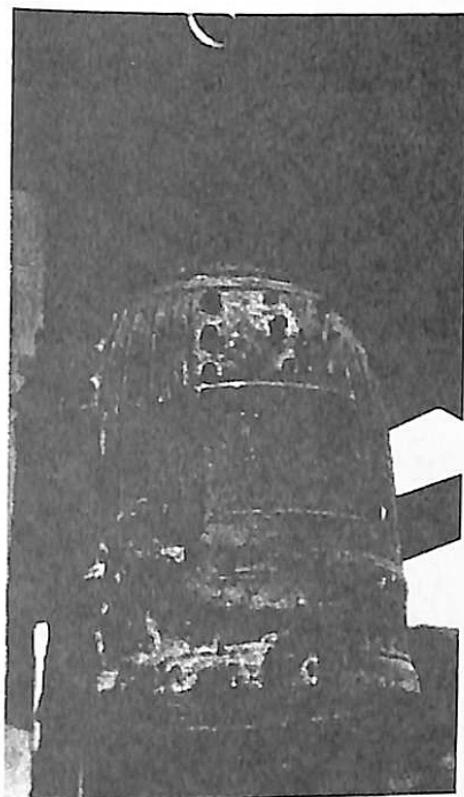
長谷川孫兵衛藤原吉則は、長谷川五郎兵衛藤原家次と共同で桓武伊和神社鐘、岩上神社鐘を作っている。

長永寺の鐘は、明治二十九年六月の大火によって鐘楼が焼け、これまで千種の村中にきれいな鐘音が響きわたっていたが、その時にひびが入って以来、良い鐘が響かなくなつたとされる。この鐘は戦争で供出され現存していないが、金屋鑄物師長谷川氏の優れた作品であったであろう。長永寺の鐘は、宍粟郡の梵鐘を考える上で重要な資料である。

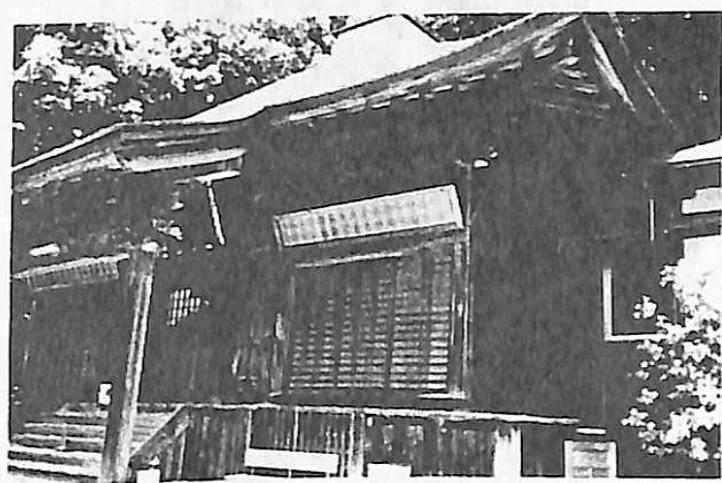


長永寺

千種町室の龜福山西方寺の喚鐘は、「維時、文政十一年（一八二八）仲冬」の作であり、法量は、総高三〇cm、鐘身二二cm、笠形五cm、龍頭四cm、口径一八・五cm、乳は三段三列、単弁八葉の撞座であり、宍粟郡の喚鐘中でもっとも小さい鐘であり、治工名はみられない。



西方寺喚鐘（文政十一年）



西方寺 本堂

文珠山仙光寺の喚鐘銘は

「天保十五年 十方施主

甲辰二月日 発起人

播磨國

因州鳥取城下

宍粟郡西山村

文珠山

右寺現住慈法尼

仙光寺

賣所

龍野町三丁目

あぶらや

岩藏」である。

この「賣所 龍野町三丁目 あぶらや岩藏」とある鐘は、

一宮町百千家満 常楽寺の文政十二年（一八二九）喚鐘にもみえる。「賣元 姫路龍野町三丁目 油屋岩藏」と同じである。



仙光寺喚鐘（天保十五年）



撞座

山崎町の「力石」

(四日市大学健康科学研究室教授)

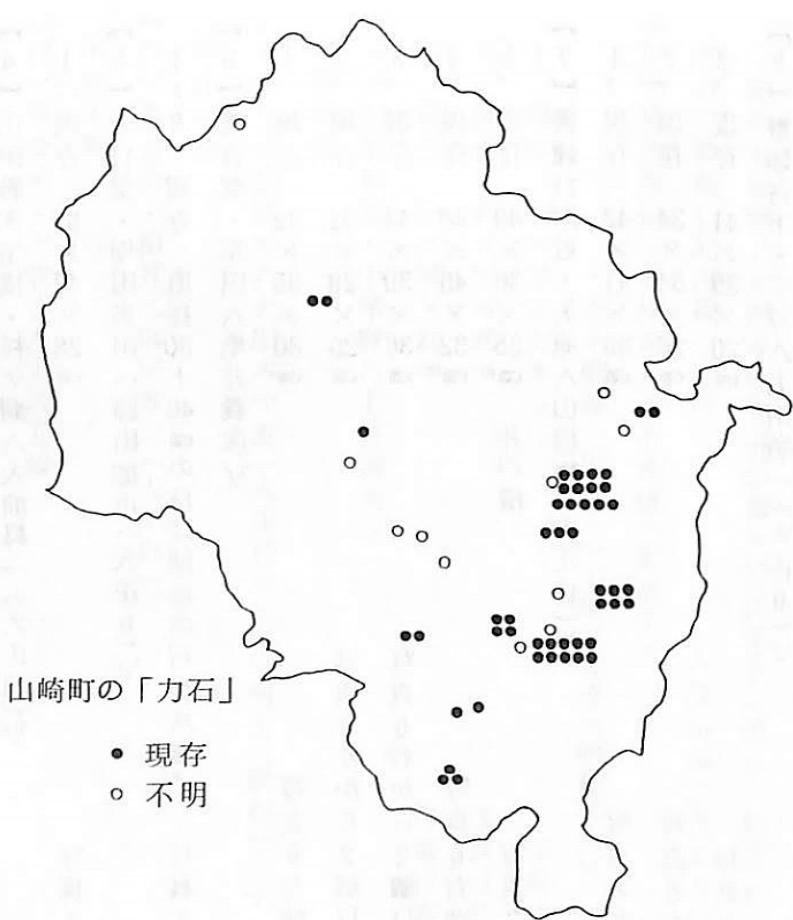
高 島 慎 助

〔研究の動機〕

江戸時代から昭和の初期まで、全国のほとんどの集落で行われていたのが「力石」を用いての力くらべ（力持ち）である。昔の人々は、すべての労働を人力に頼るしかなく必然的に個々人の体力が必要とされ、各種の力くらべや身体を鍛えることが行われ、同時に数少ないレクリエーションとしての役割も果たしていた。もともと「力石」は農村では米俵を、漁村や港湾地域においては醤油、油および酒樽などの運搬に従事する労働者の間から発生したものである。しかし力仕事が人力から機械に移るとともに種々の娯楽が増え、「力石」の必要性が失われていった。今では「力石」の意味はもちろん、その存在すら忘れ去られようとしている。その反面、確認された「力石」については自治会、老人会および教育委員会などにより郷土の文化遺産として次々と保存されつつもある。このように庶民および郷土の文化遺産として見直されている「力石」は、今のうちに調査確認しておかなければ全く陽の目を見ることなく歴史の闇の中に葬り去られてしまうであろう。

これまで体育学的および民俗学的文化遺産として各地の「力石」を報告してきた。兵庫県姫路市では、これまで二百個以上という

多くの「力石」を確認し順次報告している。また姫路市大津区においては現在でも、全国的に唯一と思われる「力石」を用いての「力持ち」が伝承されている。



今回、山崎町の老人クラブ役員、自治会長および文化財審議委員（総計一四八名）に対して「力石」に関するアンケート用紙を送付した。その結果、山崎町において四八個の「力石」が確認できた。

山崎町における「力石」

【1】宮藤泰則方・上ノ下	1。	現存	85 × 64 × 24 cm	写真 2
【2】東下野公民館前	1。	現存	85 × 64 × 24 cm	写真 2
【3】大前昇一宅・杉ヶ瀬	1。	現存	53 × 43 × 27 cm	写真 3
【4】山田教夫宅横・杉ヶ瀬	1。	現存	52 × 42 × 28 cm	写真 4
【5】大日堂・岸田当田	1。	現存	52 × 42 × 28 cm	写真 4
【6】觀音堂・岸田	1。	現存	52 × 42 × 28 cm	写真 4
【7】警鐘台附近・矢原	1。	現存	52 × 42 × 28 cm	写真 4
【8】警鐘台下・三谷	1。	現存	42 × 35 × 30 cm	写真 5
【9】大水戸神社・庄能北	2。	現存	31 × 29 × 25 cm	写真 6 左端
【10】脣糞大明神・須賀沢出石	3。	現存	44 × 39 × 36 cm	写真 6 左から 2 個目
【11】教專寺門前・木谷	4。	現存	48 × 45 × 32 cm	写真 6 右から 2 個目
【12】元郷倉跡・中井	5。	現存	49 × 36 × 25 cm	写真 6 右端
【13】光岡安治郎顕彰碑・金谷墓地	1。	現存	42 × 41 × 30 cm	写真 7
【14】岩田神社・上比地	2。	現存	34 × 34 × 26 cm	写真 8 左
総計	48	3 1 1 2 10 4 6 3 5 8 1 1 1 2	井戸横	写真 8 右

〔調査結果〕

山崎町における力石。△内の方々に教示を受けた。

(△) 内は生年。数値は最長部を示す。

【1】宮藤泰則方・上ノ下△坂井弘昌(大正15)▽

1。 現存 直径30~40 cm のほぼ球形

写真 1

2。 現存 直径51 cm のほぼ球形

写真 11 手前中央

【8】警鐘台下・三谷△上川順一(大正9)▽

1。 現存 直径40~50 cm のほぼ球形の石が六個。写真 10

【9】大水戸神社・庄能北△伊野操治(昭和8)▽

1。 現存 直径36 cm のほぼ球形

写真 11 手前右端

3。 現存 直径 33 cm の ほぼ球形

4。 現存 直径 33 cm の ほぼ球形

【10】 鶴簾大明神・須賀沢出石へ亀井義彦・山本喜教(昭和2)▽

写真 11 手前左端
写真 11 奥中央

1。 現存 45 × 38 × 31 cm

2。 現存 37 × 33 × 18 cm

3。 現存 38 × 38 × 23 cm

4。 現存 45 × 42 × 39 cm

5。 現存 60 × 60 × 33 cm

6。 現存 47 × 42 × 33 cm

7。 現存 42 × 35 × 31 cm

8。 現存 63 × 44 × 37 cm

9。 現存 58 × 52 × 27 cm

10。 現存 43 × 34 × 27 cm

【11】 教専寺門前・木谷へ大西耕雲(昭和7)▽

写真 13 奥
写真 13 手前

1。 現存 83 × 35 × 25 cm
2。 現存 49 × 32 × 25 cm
3。 現存 54 × 30 × 29 cm

【14】 岩田神社・上比地へ志水武雄(大正7)
・志水昭雄(昭和3)・藤川忠雄(昭和4)▽

写真 16

家の婿養子に入り改名した。安治郎氏は力持ちで碑となつてゐる石(五六貫あつたらしいが、一部が割れて少し軽くなつている)を担ぐことができた。明治三十一年八月に五十六才で死亡。昭和五年頃、光岡家の先祖の墓を建立するに際し、御名から金谷へ移動し記念碑とされた。

△片山英之氏より▽

写真 12

【15】 旧俱楽部・小茅野へ上月寅夫▽
所在不明

写真 17 左
写真 17 右

【16】 与位公民館へ大川みつゑ(大正10)・山口明正(昭和10)▽
所在不明

【17】 集会所・田井へ鳥居孝三(大正11)▽
所在不明

写真 18

【18】 集会所・上牧谷へ上坂安雄▽
所在不明

写真 19

【19】 集会所・下牧谷へ田中瑞穂(昭和3)▽
所在不明

写真 20

【20】 元久保定吉宅・宇野へ久保寅夫(大正3)▽
所在不明

【12】 元郷倉跡・中井へ森下基弘(昭和5)▽

写真 14

【13】 光岡安治郎顕彰碑・金谷墓地へ亀井義彦・片山英之▽
1。 現存(切付「目方五十□ 當村三□□ 持□」)

写真 15

持主は光岡茂一氏で同氏の祖父安治郎氏を顕彰するためのも

【21】集落広場・下町へ高畠重昭▽
所在不明

【22】旧俱楽部・五十波へ大畠藤市(大正10)▽
所在不明

【23】八岡神社常夜燈下・神谷
△森本一二(大正12)・立花正太郎(昭和2)▽
所在不明

【24】旧俱楽部・高所へ衣笠博(大正12)・衣笠弘一郎(昭和9)▽
所在不明

【25】元番屋跡・今宿へ三木敏夫(昭和6)・平瀬正利(大正2)▽
所在不明

〔考 察〕

これまでの調査によると「力石」による「力持ち」は北海道から沖縄まで日本全国で行われていたことがわかった。それらによると、農村地帯においては米俵や米俵に土を詰めた土のうを、漁村では漁船をつめた俵を、林業に従事する山村においては丸太を用いて「力持ち」が行われていた。また農村の一部では棒押し、棒ねじりなどが行われていた所もあった。そのような素朴な力くらべの中で広く行われていたのが「力石」を用いての力くらべである。

特定の石を決め神社仏閣の一隅や集落内の広場に設置し、暇をみつけては人々が集まり力くらべに興じた石が「力石」である。また地域によっては若衆宿や青年俱楽部に「力石」を置いて、それを持ち上げることによって一人前として扱われるということ

もあつた。各地の談話によると、決められた

「力石」を担げなければ、家に帰って鰹節と醤油をふりかけた御飯を腹一杯食べて「力石」を担ぎに戻つたものだ

という。また決められ

た「力石」を担げると一人前として自他ともに認められ、担いだその場から遊廓に走って行つたといふ。地域によっては、隣村の「力石」を担いだ場合には、自分の村に持ち帰るということもあつた。その他、「力石」を担ぐのを見ていて婚姻が整つた例もあつた。

さらに尋常高等小学校において「力石」を担がせその進歩の状態を観察したこともあつた。また「力石」を担げると酒一升が貰えたり、白米を腹一杯食べさせて貰えたなどという話も聞かれた。

このように過去において「力石」は、生活に密着して使用された。山崎町は農村地域であり米俵などを運搬する農業従事者が「力石」を使用したものであろう。

「力石」の競技方法

「力石」を用いての力くらべとしては、石担ぎ、石ざし、片手止、曲持ち、振りさし、石回し、擗ヘタスキ▽掛け、石運び、足ざし、石立て、石投げ、地切りなどの方法があり、使用した「力石」の大きさによって色々な方法で「力持ち」が行われていた。



江戸時代の図から抜粋

「力石」の形と重量および「切付」

「力石」の形としては、そのほとんどが橢円形で表面に凹凸が少ない野面石（のずらいし）である。これは手のかかる所が少なく、わざと持ちにくい石を使用したためである。しかし地域によっては、手のかかる所をつくったり、縄を掛ける溝を刻んだ石も見られる。重量としては二〇貫（七五kg）前後から五〇貫（一八七・五kg）近いものまである。これは一六貫（六〇kg）の米俵一俵を基準として「力持ち」が行われていたためであろう。

「力石」には、重量、名前および年代などを刻んだ「切付（きりつけ）」のあるものがある。現在、日本で一番古い「切付」のあ

る「力石」は志演（しのぶ）神社（東京都江東区北砂）の「寛文四甲辰二月」（一六六四年）のものがある。また新しい「切付」としては紀文稻荷神社（東京都江東区永代）の「昭和三十四年」（一九五九年）がある。

本報における金谷墓地の「力石」には「目方五十□ 當村三□

□ 持□」という「切付」が認められた。その他の山崎町における「力石」は、全て「切付」の無い野面石であった。

山崎町における「力石」の保存状態

山崎町の「力石」については、金谷墓地の一個のみが顕彰碑として保存してあるが、過去に「力石」であったことは表示されていない。その他の「力石」については、四七個全てが放置されたままである。

以上、本報における「力石」は、一個を除いて全て保存処置が無く、四八個全てに「力石」としての説明などは施されていなかった。本報の「力石」も文化遺産としての保護および保存の手立てが望まれるところである。東京都では古い「力石」から順に有形民俗文化財として保護されており、俵などを用いた「力持ち」が東京都無形文化財として深川力持睦会により保存継承されている。また兵庫県姫路市大津区天満の神明神社においては現在でも秋祭りの際（十月二十一日）、「力石」を用いた「力持ち」が継承されている。

最近、各地で保存の気運が高まってきつたり、三重県では十ヶ所で一八個の「力石」に保存措置が行われ、さらに数ヶ所で保存の予定がある。また兵庫県宍粟郡波賀町においては町をあげて「力石」保存を行っている。

これら各地における保存の動きは住民の「力石」に対する文化財としての理解が深く、先人の文化遺産を大切にしたいという願いが実を結んだものである。山崎町においても、郷土そして庶民の文化遺産である「力石」について、さらに啓蒙と保存が望まれるところである。

〔謝 辞〕

この調査については山崎町教育委員会および亀井義彦氏（同教育委員会）の助言協力を得た。その他、各老人クラブ役員、自治会長、文化財審議委員を始め多くの人々の談話なども参考にさせ

ていただきました。ここに各機関および関係諸氏に深謝の意を表します。

—附— 投稿後、志水美好氏(大正6)より、宇原集落倉庫裏に三個の「力石」が現存するとの情報を得た。



写真1

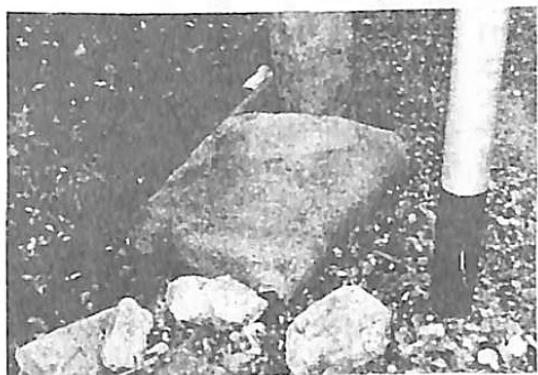


写真2

「力石」についての情報（現存、紛失、保存処置など）がありましたら ①五一二 四日市市萱生町一二〇〇
四日市大学健康科学研究室 高島慎助
電話 ○五九三一六五一六五八八
ファックス ○五九三一六五六三〇 までご連絡下さい。

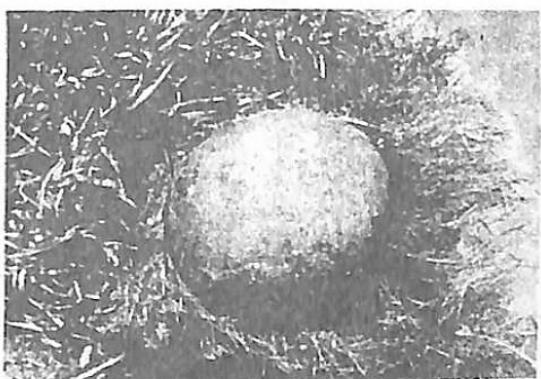


写真4



写真3

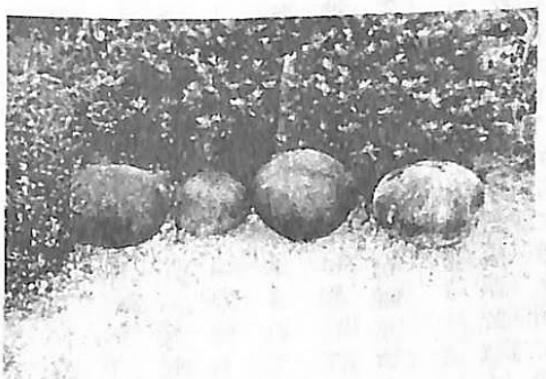


写真6



写真5

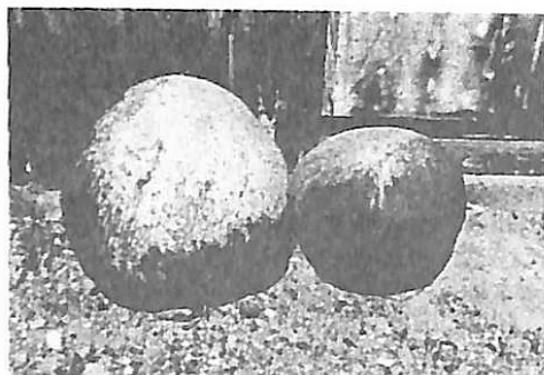


写真 8



写真 7



写真 11

写真 10



写真 9



写真 13



写真 12

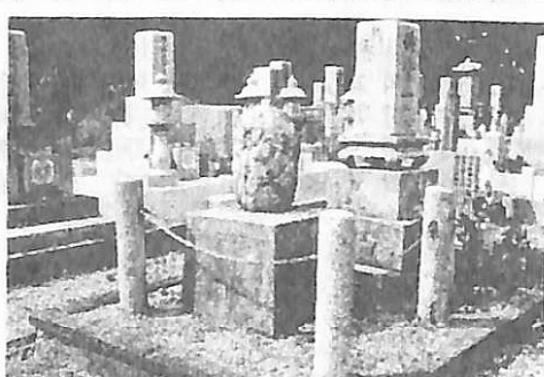


写真 15



写真 14



写真 17



写真 16

明治維新の話(六)

堀 口 春 夫

明治二年藩籍奉還によって、藩主は知藩事となり、殿様の名称を廃し、藩知事と称した。家老を大参事、年寄同格を権大参事と称し役職を改名してすべて新政府の指示に従つた。役人を官員と言つた。

明治三年当時の本多家記録をのぞいて見る。

『元山崎県官員名簿(文ノ九〇号)』

大参事	武間利庸	史生	田中昌宏	権少属	毛利棟固
権大参事	橋 保	史生	樽井貞彪	権少属	横井時保
少参事	樽井守城	田中昌宏	馬場英元	権少属	安原照之
少参事	松井正路	吉田直正	西村陣敏	権少属	永井直正
少参事	安原植之	岩崎重智	樽井貞彪	権少属	栗山宗宣
大属	富和清世	多賀信親	史生	権少属	堀内尚鞆
大属	児嶋武信	廳掌	田中昌宏	権少属	馬場英元
大属	萩田重之	廳掌	吉田直正	権少属	西村陣敏
権大属	桑田久親	廳掌	岩崎重智	権少属	樽井貞彪
権大属	武間利済	多賀信親	史生	権少属	堀内尚鞆
権少属	横尾義彰	廳掌	田中昌宏	権少属	馬場英元
権少属	池田知之	廳掌	吉田直正	権少属	西村陣敏
藩債					
『藩債紙幣取調書(文ノ九六号)』山崎藩					
惣計拾五万六千両 外ニ利足					
現米六拾六石八斗 知事家禄拾分壱ヲ出ス					
同貳百四拾石 士族卒家禄拾分壱ヲ出ス					
同四百八拾石 公廳入費ノ内ヨリ出ス					
合セ七百八拾六石八斗づつ年々相運ビ、凡三拾四五ヶ年ニ償却					
済之見込ニ御座候、紙幣惣計三万千両、右年々弌千六拾兩余づ 引替凡拾五ヶ年ニ引上済ノ見込ニ御座候以上山崎藩					

『山崎藩 職員規則（文ノ九四号）』

総判スル事ヲ掌ル

政務局 大参事 蕩内ノ庶務ニ参判スルヲ掌ル

權大参事 掌ル事大参事ニ同ジ内一員東京ニ在留シ朝命ヲ奉承

蛇勢隊長 士族兵隊ノ司令及ビ平常ノ可否ヲ糾判シ大参事ニ申
ス職トス

少参事 蕩内ノ小事ニ参判スルヲ掌ル

權少参事 掌ル事少参事ニ同ジ内一員東京ニ在留シ朝旨ヲ奉戴

積水隊長 卒族ヲ管シ職務積水隊長ト同ジ
円石隊長 軽卒ヲ管シ職務積水隊長ト同ジ

シ藩ニ伝告スル事ヲ掌ル

少監察、諸局ヲ監察シ藩内ノ正邪ヲ糾弾スル事ヲ職
トス

会計方 会計属吏、出藏吏、但衣賞金年給月給金ヲ出ス事ヲ
職トス

内監吏 内監小吏、諸局ノ用途ヲ總括スル事ヲ職トス

筆生 副筆生、文案ヲ考訂シ書記ノ事ヲ職トス

民政局 民事主事總括、社寺、市郷田畠勸農租税山林竹林竹
篋治河断獄倉廩俸禄ノ庶務ヲ總判スル事ヲ掌ル

民事主事 管ル事民事ノ主事總括ニ同ジ

民政属吏 等監属吏 等監吏に同ジ

山林吏

倉庫吏

納藏吏 稅金ヲ收取納スル職トス

里宰吏 村里ノ庶務專ラ之ヲ掌ル

村野ヲ巡廻シ農民ノ勉不勉不正ヲ監督スル職トス
(捕方)

武事局、權大参事、武事総束

藩兵ノ操練、槍剣ノ研磨兵学ノ講習兵器ノ製造等ヲ

家扶

内家ノ事ヲ總知スルヲ職トス

但決罰ヲ行クヲ得不若シ可決事件アラバ必ズ大参事
ニ申ス

明治三年藩兵廃止の発令が出されたが藩は一朝事有る時の事を考慮し隣藩諸藩の様子を見る事とす。又、続いて矢継ぎ早やに廢藩置県の発令が出される。

『達書（文ノ八三号）』

庚午閏十月十七日（藩序ニ於テ達ス）

（読みやすくするため、読みくだし文にした。）

今般天朝に従ひ別紙読上候通仰出され候間一統にも篤と御台意を奉体し、在職の者は其事務に勉励し、非役之者は文武を研磨し各其分尽すべく候事。

一、来末正月より官禄別紙之通り下され候事
一、士族卒家禄之儀去冬夫々相達置候次第も之有候処、遂々変革之時勢に立至り、且今度仰出被候海陸軍資割合當藩支配高に応じ、現米六百石余に相成、其内三百余は海軍資として年々朝廷より相納候、三百余は陸軍資として藩に備置非常出兵或ハ東西京守衛兵出張入用

表装全般・新調修復

…古いものを大切に…

表具師 松本永昌堂

山崎町鹿沢本通り
TEL 62-0122

且平日練兵並諸武術諸入費共陸軍資之内にて相弁し候様仰出被候に付いては右六百石余の手当何より生、成るべく実に当惑之事に候、一統も承知之通是迄としても引足り兼候上之儀最早全く策も附兼候次第に付いては則諸藩之振合も斟酌致し、来末の正月より更に別紙之通下され候中にて格別迷惑之者も之有べくと其段深く図り入り候得共實に不得心の次第に付一統にも篤と時勢を洞察シ心得違ひえ無様致べく候事。

一、嫡子從前之俸禄引上来未正月より士族之分は三人口、卒之分は式人口更に下され候事。

但し初の召し出され候者は士族式人口卒壱人口其後文武出精或は心得宜敷方等之廉にて壱人口加増下され、尤文武格別に勉強候者へは本条之余別に賞禄等下されの儀も之有べき事 以上右之外件之別冊に之有候事

庚午閏十月七日

藩序

達書別冊

一、奏任官満四年ヲ以て交代致すべし。但し今後初度交代之節一二員を残し置一二ヶ年を延し交代致すべき事、但し判任官交代年限は追々相達すべき事。

一、藩序出席自今養任官は日々惣出之事

判任官はまず從前之通相心得べき事

但し一六は告規之通休日之事

一、從前之里宰役廃止之事

一、今度仰出され候御趣意に付いては從前之民政局廃止、右役所

は自今藩庁内より移し候事

一、自今算勘吏を置かず從前の事務は属吏にて相弁じ申すべき事。
但し算勘所惣括は從前の通民政掛の役員にて相心得申すべく候事

一、刑法は從前民政役にて兼務し來候処、自今別に刑法掛りえ役

員差置候事

一、今度相定候定備兵予備兵共別紙之通相達候間銘々奮勵其分を
尽すべき事、但し定備兵並嫡子の面々は藩庁番を免じ候事

一、從前歩兵隊廃止之事

一、藩政に付、各見込之有向は忌偉候憚ず申出べくは勿論或は諸
官員中兼て不正の取り斗らい等見聞及候はば聊も包藏無く申出べ
く候事

一、管轄内地力を尽すべき當方今之必務に付地方上にて聊たりと
も裨益筋着眼候て申立べき事

一、今度藩制仰出されに付諸藩伺書の内朝廷より御附紙之向も之
有候間、士族卒とも勝手にも相成候て帰農帰商等願出候儀苦から
ず候事但し本条願出候者へは相当の手当下され候事

一、判任官以下は自今藩庁大門より出入致すべく及奏任官以上は藩
庁玄関正面より昇降、判任官は同所の刀捨柱脇より昇降之事、
但し玄関昇降之處平日は彼是不都合の向も之有候に付兼て定候
通脇玄関より其節色々と相心得べく候、大門より出入の儀は平日
共本条之通に候事。

一、非役士族卒は出入昇降共先從の通相心得べき事
一、小属以上通行之節諸門番卒下座之事

右条之外期日新之時勢に付ては遂て相達べき件々も之有べく
候間、一統にも兼々承知罷在べく候事

庚午閏十月十七日

藩庁

座席順序

一、席之儀從来之規則も之有候処、此の程追々仰出され候御趣意
に付いては最早旧例之據にては相済ず、勢に相運候、第一官員と
非役とに於て朝廷夫々御取扱も違ひ候事に付、勿論列之無候ては
相叶はず候に付更に左

之通相達し候事

一、同等官員は任官之

先後を以順序を定むべ
き事。但し同日任官候

向は從前之席次に定む
べき事

一、小參事以上解官之

上は非役士族之上席た
るべし、勿論家祿之等

級には関らざる事

一、非役士族卒とも家
祿之等級に因て席次を
定むべき事。但し同等中

之席順は召出され之先

HOME CENTER
アグロ
店 店 店
用 崎 穂
佐 福 赤
店 店 店
崎野郡子
山龍上太

後に因るべし同日召出者は其達しの先後に因るべし

一、嫡子は其父之等中に入り当主之後に召出され之後に従ひ席序を定むべき事 但し同日召出され之者は其父之席次に準すべき事一、尚委しくは左の雛形之通に候事

明治三年庚午三月より詰衆の藩庁での昼食は廃止となり、登庁の者は皆、弁当持参となる。よって手さげ弁当箱が支給された。明治四年廢藩置県となり山崎藩は山崎県となり、九月には姫路県と合併、統いて又飾磨県となる。同年九月には藩主は皆東京へ移住召集され、お別れ会が催され藩士もそれぞれ帰農帰商が奨励され離散する事となる。

株式会社
安井書店

宍粟郡山崎町山崎90
TEL山崎⑥20700(代)

忠朝討死

浅田耕三

昭和五十三年に新人物往来社の出版した桑田忠親監修の『日本

の合戦』の第七巻「徳川家康」の中に、こういう一文がある。

「兵庫県宍粟郡山崎町の本多家には、当日忠朝が着ていたといふ、黒ずんだ血痕のついた鎧下着が、その時の凄惨な死闘を物語るかのように、今もなお大切に保存されている。」

忠朝は覚悟の討死をとげることによって家康の不興をつぐない、おかげで無事その家を末代まで残すことができたのである。つまり血染めの鎧下着は、本多家にとって、何ものにも替えがたい尊い家宝というわけである」

本多忠朝のその血染めの鎧下着（襦袢）は、

堀口会長さんのご説明によると、以前は町の歴史資料館に展示してあったが、人目にさらすには、たくさんの刀疵と槍疵と血のあとがあまりに悲惨なため、今は土蔵にしまい込まれている、と。

その忠朝討死の時の様子を、少し長いが引用してみよう。

「忠朝は百里と名付けたる馬に乗り一文字に進む所に小野（家来、勘解由）敵に取り巻かれ槍玉にあがって討たれるを見て、本多出雲守はつづけ者共、と大音あげて呼びかけるを、毛利（勝永）に付られ、秀頼の物頭、雨森伝左衛門以下七、八人透間もなくかかりければ、忠朝持槍つづかざりしによりて、数槍をおつとり突伏突伏戦はれしを、紺の羽織著たる足軽二間ばかりに詰寄り鉄砲にて打つ。忠朝の胸に中りしかども忠朝ちつともひるまず、馬より飛び下り其敵を只一太刀に切殺す。口取に兼て持たせられし鉄の筋がね入たる鼻ねぢを左に持ち右に刀を提げ敵七、八人切伏せ、多兵に取りまかれ散々に戦ひ痛手廿余ヶ所おひて討死……」

何とも壮烈きわまるたたかいぶりだが、かくて忠朝は戦死し、その時の血染めの襦袢が山崎町にのこされることとなつた。

鳥取へ移封された池田氏のあとを受けて姫路城主となり、伴忠刻の嫁に、将軍秀忠の女千姫を迎える「播州本多」と世にもてはやされた、兄の本多忠政と、弟であるこの忠朝の人柄を示す恰好の、有名な逸話がある。

領国の伊勢桑名で病が篤くなり、死をさとった兄弟の父平八郎忠勝が、家老松下河内を呼んで遺書を示した。

「わが遺跡は、武具馬具茶具に至るまで、尽くこれを嫡男忠政に



Specialty Camera Shop
コーディアカメラ

本店 宮粟郡山崎町東鹿沢26-3 ☎62-2089
フリーダイヤル ☎0120-440-990
FAX0790-62-7429
咲ランド店 TEL0790-63-0533

譲る。しかし貯えている黄金一万五千両は、次男忠朝、小身なればこれに与えよう

これを読んだ忠政は、親の遺跡はむろん、遺物すべては嫡子の継ぐもの、といい、黄金に封をして弟には一両も与えなかつた。これを河内からきいた忠朝は、莞爾として河内に告げた。その時の言葉がよい。

「われは小身なれば金銀の用広からず、濃州（忠政）は多く士を扶持し民を賑濟す、世の變あるときは軍糧の費、許多ぞや」

まことに無欲恬淡、さわやかな心事の武将だったのである。

これを河内からきかされた忠政は、大いにはじた。おそらく河内以外の多くの家来も、兄弟のやりとりを聞いたのであろう。

ただちに遺言通り一万五千両を弟に譲ろうとしたが弟は受けようといわない。受けよ、受けませんの押問答の末、見かねた重臣達が仲に入り、折半という事で話をした。

忠朝もやむなく承知したが、兄の所のその黄金は見にもいかず、預けたままついに戦死してしまった。

父親ゆずりの豪勇で鳴らした彼も、気質はそれ程純粋で淡白だつたから、底意地の悪い家康から加えられた屈辱には、一たまりもなかつた。

二説がある。

慶長十九年大阪冬の陣。家康が忠朝に大物見（将校付候）を命じる。

「京口へ出向いて川水を見て参れ」

帰ってきた忠朝が報告した。

「水量多く、流れも甚だ烈しゆうござる」

家康は渋い顔で同じことを井伊直孝に命じた。家康の肚の中をよむのは四天王中随一だった父直政ゆづりの直孝は、そんな報告はしない。

「水の勢よわく、渡り易げに見え候」

家康は満足げに頷き、忠朝を悪しざまにいう。

「出雲（忠朝）は父におとれり、川水は女童もする所なり、出雲をやりしはこころ有りての事なるを知らざりしよと仰せられたり。物見の詞は仔細の有るべきに心付かざりしにや」

状況を冷静適確に把握するのが斥候の任務、鉄則の筈だが、こうなれば物見も判じもの、腹芸である。かくて、

「是によりて忠朝口をしき仰せをも受けぬるかなと思ひて夏の軍に必死を期して——」

討死をしてしまう。もう一説は、冬の陣に忠朝が仰せつかつた

おくすりの相談と処方せん受付

ごこう薬局

薬剤師 岸 岸 本 本 八重子 弘 子

山崎町東和通り・☎(0790)62-1190

城東玉造口の攻め口が一面の沼地で、とうてい戦果があげられぬ、
と思い家康に変更をねがい出た所、不機嫌だった家康が父にも似
ぬうつけ者よ、とののしつたという。

二説いすれが正しいかわからぬが、忠朝の性格から考へると前
者のような気がする。

豪勇無双、生涯五十数度のいくさに出てかすり傷一つ負わなか
つた、と伝えられる父の平八郎忠勝には、家康は何度となく危機
を助けられている。

三方ヶ原一言坂のいくさも、小牧長久手の折も、本能寺の変の
際も。

そのことを思えば、
忠勝の子にこんな事は
いえぬはずだが、そこ
はそれ、天下取りが目
の前にぶらさがり、誰
に遠慮気がねのなくな
った男の、おごりであ
ろう。若年の頃の弱小
領主家康は、氣の毒な
ぐらい、家来に氣をつ
かい、前記の小牧、長
久手のいくさでも、長
久手に駆けつけた忠勝



の腹立ちまぎれの苦情に、お前が小牧にいてくれたから、このよ
うに存分にたたかえたのだと忠勝の機嫌をとり結んでいる。

地位がエゴやおごりを生むことは、日常しばしば見聞する所だ
が、史上の人物中にもよく見られる。

わが郷土の人、山崎闇斎と親交のあつた会津藩主保科正之は當
代第一級の文化人であり、学問好きでなかなかの明君であったが、
そば近く召しつかって可愛がっている小姓にふと思いついてこう
たずねた。

「こんな人間にだけはなりたくない、と思う者が、誰でも一つや
二つはある筈だ。その方がなりたくないと思うのはどんな人間か」

小姓は具合悪そうな顔で言葉を濁し、なかなか言わない。正之
はおもしろがり、何度も訊くと、小姓はやっと口をひらいた。

「それはお殿様です。お殿様にだけは、金輪際なりたくございま
せん」

真剣な顔でいう。意外な返答に思わず、どうしてじゃ、と正之
は質問を重ねた。

「お殿様には誰一人、ほんとうの事は申しません。必ずいくらか
の阿諛や追従がまじり、そしてその阿諛追従にかこまれていると、
いつか、人のつらさやかなしみのわからぬ人間になるからです」
おそらく作り話であろう。が、眞実をついた話ではある。

尼崎藩領庄屋文書

(10)

久保寅夫

下町村

一同三百四拾四人四分五厘

此扶持米壹石七斗弐升弐合弐勺

同断 同断

下町村

一同三百四拾四人四分五厘

此扶持米壹石七斗四升弐合弐勺

同断 森伊豆守様御領分

上牧谷村

一同三百四拾三人三分四厘

此扶持米三石七斗一升六合七勺

外二箇追閔ニヶ所之分

一同人足弐百四拾人四分六厘

右四ヶ村分

此扶持米壹石弐斗弐合三勺

古井新井共繕い閔

本多肥後守御領分

下牧谷村

一人足三百拾六人四分弐厘

此御扶持米 壱石五斗八升弐合壹勺

同断 同断

片山村

一同百四拾九人五分九厘

此扶持米七斗四升八合

右 割合

古井之分

同断 同断

右之通り御上様より村々江両井閔并ニ
溝筋土砂入取捨人足御扶持方米被為成
下置候

外如何ニ御座候

百人六分二厘 上町村	甘七人四分八厘 上町村
三拾九人弐分五厘内 拾壹人七分七厘 中町村	外ニ古井入用米代割合片山村渡シ 五拾七匁九分六厘 上町村
八拾壹人壹分四厘 上町村	一銀八拾弐匁八分内
同断 三拾四人七分八厘 中町村	甘四匁八分四厘 中町村
新井之分 百廿三人三分四厘 上町村	新井入用米代割合下町村渡シ 弐百拾弐匁五分弐厘 上町村
一同百七拾六人弌分内 五十弐人八分六厘 中町村	同一同三百三匁六分内 九拾壹匁八厘 中町村
同断 六十弌人四分八厘 下町村	外ニ収穫割 六拾五人四分五厘 上町村
一同八拾九人弌分六厘内 廿六人七分八厘 下町村	一人足九拾三人五分内 廿八人五厘 中町村
新井溝筋上町村之内惣田水落より横谷 口迄八拾間余り之内土手割メ前築人足 一人足七拾八人五分 三箇村立会 内 分 三拾九人弌分五厘 此御扶持米壹斗九升六合三勺	上町村之内横谷河ハ方山河土砂取捨中町村 境迄之内弐百間斗之内土手割メ前築共口々
下町村 一人足八拾三人四分 三箇村立会	

内 分

三拾七人六厘

下町村

此御扶持米壹斗八升五合三勺

三拾武人四分四厘

上町村

四拾六人三分四厘内

拾三人九分

中町村

銀二筆合三百八拾六勺四分

内 分

人足五百拾三人式分七厘

上町村

銀武百七拾目四分八厘

上町村

上牧谷村之内糸崎より片山村迄之内式百六拾間之内
土手割ノ前築土砂取捨人足とも

一人足九拾七人三分五厘 六箇村立会

内 分

拾八人八分七厘 上牧谷村

此御扶持米九升四合四勺

拾三人七厘 片山村

此御扶持米六升五合四勺

拾四人五分式厘 下牧谷村

此御扶持米七升式合六勺

廿人三分四厘 下町村

此御扶持米壹斗壹合七勺

廿人三分二厘 上町村

拾人式分三厘 中町村

御他領より引残り

人足高合七百三拾四人七分六厘

銀百拾五勺九分式厘

内 分

人足式百廿壹人四分九厘

中町村

銀百拾五勺九分式厘

上町村

右者当亥年御普請所御他領立会村々江
御上様より御扶持米御下ヶ被為成下候
分相尋帳面ニ記置奉指上候何率御勘弁
之上例年之通被為御付被下置候ハハ村
中一同難有奉存候 以上

中町村

上町村年寄

平 七

庄屋

七右エ門

中町村庄屋

善 吉

十二月

文久三亥年

中嶋松治様
吉原佐賀八様

春の研修旅行記

研修部 垣 口 正 信

五月二十八日（土）昨日来の雨もすっかり上がり、雲一つない晴れ渡った空、快適な旅行日和となる。今回の春の研修旅行は、バス一台参加者四十六名で午前八時十五分山崎を出発する。途中、赤松PAでトイレ休憩をとり、中国縦貫道から名神へとバスは走る。沿道は若葉・新樹が陽光に照らされ、萌えるような新緑は実にすがすがしい。バスガイドさんの名調子を聞きながら十時十分第一の見学地伏見稻荷に到着する。

伏見稻荷大社は、稻荷信仰の總本山であり、古くから庶民信仰の中心として全国から多くの参詣者が訪れる。殊に正月は、大変な賑わいで有名である。

正面に朱色の大鳥居があり、本殿は朱のもつ力強さや生命力が燃えたつようである。古来、農耕の神様として、そして現在は商売繁盛、家内安全、交通安全の神様として祈願する参詣の人々で今日も賑わっている。

楼門の脇や神殿の左右には、大きな神使の狐が稻穂や、宝珠や、

卷物などを口にくわえ向きあっているのが目に入る。私達も思いの願いを込めて神殿にお詣りする。

帰えりは、裏参道の商店街を見て歩く。稻荷ずしや、伏見人形に、きつねせんべいなど、庶民的な名物がいっぱい楽しい。中でも風に漂う焼鳥の匂いが味覚をそそる。これが伏見稻荷名物のスズメとウズラ、ツグミの焼鳥である。店先で焼いて売っている。スズメ一串四〇〇円、ウズラ一羽七〇〇円、ツグミ一〇〇円の値段が付けてある。昔、豊臣秀吉も食べたといわれているが、私は匂いだけをいただき味わう時間もなく立去る。残念至極。バスガイドさんのお話では

五穀豊穣、稻穂を食い荒すスズメは、こらしめのため焼かれるようになつたとか、くわばらくわばら。

稻荷大社を後に次は、伏見城へと向う。ここで昼食をとり城を見学する。豊臣秀吉が天下統一の夢を果たし、この地に金色に輝く伏見城を築城したが、秀吉の死後この城は廃城と



なつた。昭和三十九年に復元した現在の城は、元の城跡より少し北に建てられたものであるとのこと。天主閣は、五層七重の桃山様式の城で地上六階、高さ五〇米、城内はエレベーターで昇降する。一階から五階までが資料展示室で、桃山時代の絵画や、彫刻、戦国武将の遺品などが展示され、まるで美術館に入ったようである。六階の大展望閣に登ると、そこからの眺めは格別で遙かに京の街や山脈が見え最高に素晴らしい。

また、三階の秀吉が利休と一緒に作ったと言われる「黄金の茶室」は、本年幻の空間として再現されたが、茶道にいう、わび・さびとは余りにも程遠いものに感じられた。

十二時三十分次の目的地、八幡市の史跡松花堂へと向う。松花堂庭園は、寛永時代文人僧として名を馳せた松花堂昭乗が隠退したところで、ここに方丈を建てて暮らしていたと言われる。

案内人の先導で、庭



大な庭園は、緑いっぱいで心洗われるようである。内園と外園に分れており、それぞれ違った風情がある。内園の方丈は、昭乗の居間で茅葺き宝形造り、二畳の間をメインにして、それにわずかの土間と勝手が付いており、中に簾の網代を張ったところに、極彩色の日輪と、鳳凰が描かれた天井があるなど、よくまあ、この狭いところに住めたと感心する。

また、書院の玄関についている車寄せは、その扉の桐の葉の彫刻は、豊臣秀吉から拝領したものだそうで、庭園は、昭乗自らの造園とも、小堀遠州の設計とも言われ実に見事なものである。

外園は、古墳の後部を利用した築山で、珍しい枯山水となつてゐる。

特に外園を廻つて目を引くのは、竹林で、一つの株から生えてくる変わった蓬来竹、竹の子のときは青く、二年経つて稈の色が黒くなる黒竹や、稈の下部が亀甲状の特異な形をした亀甲竹、黃金色の稈に緑の縞模様が一節目ごとに入っている金明孟宗竹など、約四〇種類もの竹と笹がある。

続いて、資料館へと案内される。昭乗ゆかりの品を中心に、寛永の三筆とうたわれた松花堂昭乗、近衛忠山、本阿弥光悦の書や、有名人の焼物など、多数の考古資料が収蔵展示されている。また、放浪の歌人吉井勇も、八幡在住時に度々ここを訪れており、庭園入口の吉井勇の碑に、その当時に詠んだ歌が刻まれている。

ここはまた、おなじみ松花堂弁当で有名。その名前の由来は、昭乗愛用の品を容器にして料理を盛りつけたものが、松花堂弁当

内の説明をうける。面積約六、〇〇〇坪の広

の起りであると言われている。この弁当を食べ一日中この庭園でのんびり過ごせたら、楽しいだろうなと、思いながら午後二時、

松花堂を後に、綏喜郡田辺町へと向う。

車中より田園風景を左右に眺めると、ところどころ、田畠の中に黒い覆いの温床が見える。これは玉露の茶畠のこと、玉露はこうして直接光を当てず、栽培されるもので、まるやかな美味しい宇治茶となる。

この田辺地区は、関西文化学術研究都市の一ゾーンとして、同志社大学のキャンパスが、丘陵地に建ち並んでいるのが見える。途中、道を尋ねながら観音寺へ着く。大型バスの駐車場がないので、少し手前より歩く。この寺は、藤原氏の氏寺で、興福寺の別院であつたが、中世の戦乱のため衰退し、現在は十一面觀音を安置する大御堂を残すのみとなつた。ご住職のお許しを得て勿体なくも、国宝の觀音像に手をふれてみる。木造漆塗で、金箔はかなり剥げているが、均整のとれた少年のような若々しさがあり、天平仏の華やかさが今に伝わってくる。

また、この寺は桜の名所としても近郷に知られており、寺内には数多くの桜がある。殊に古りた桜並木が、参道の両側に連なつているのが目につく。

三時三十分観音寺を出発する。時間の遅れが気になりつつ、最後の見学地酬恩庵（一休寺）へと向う。道路が狭く、そのうえダンプ車など、大型車の交通が激しく、運転手さんには大変ご苦労をかけてしまつたが、ようやく寺に到着する。

一休といえば頼知でおなじみの一休禪師で、晩年ここを愛され二十五年間過ごされたという。山門をくぐると石畳の参道、緑の木々に囲まれた境内には、本堂、方丈、庫裏などが立ち豪壮な雰囲気が漂っている。方丈に案内されて係の方から説明を聞く。この寺は、約五四〇年前に元弘の戦いで災禍をうけ、荒れ果てていたのを見て、一休、六十三歳の時、堂宇を再興し、師恩に酬いる意味で、「酬恩庵」と命名したといわれ、自筆の額が掲げている。また、方丈は加賀前田利常の寄進によって改築されたもので、中央に一休和尚の木像が安置してある。木像は等身大で逝去の年（八十八歳）弟子に命じて、頭髪と鬚を自らのものを植付けられたものと云う。

方丈周囲の庭園は、南、東、北の三面が独立しつつ相関連して、造園の妙をつくりだしている。南庭には斜面を利用してサツキの刈込があり、西側に蘇鉄が植えられ、刈込から軒下まで、きれいな白砂が敷きつめてあり、

呉服とジュエリー



本店 本町(さつき通り) 62-1680

咲ランド3F呉服のとくさや
リ 2Fジュエリーとくさや 63-0557 63-0568

さっぱりとした落着いた味わいがある。

東庭は、大小の石が立ち、或いは横になり、十六羅漢をなぞられたと言われ、北庭は、巨石と、たくさんの石を組合せて枯滻落水の様子を現わしている。

ここから当時は、木津川を上下する白帆を眺め、また、晴れた日には、遠く比叡山を望んで楽しんだと言われる。廊下に坐して、庭園を静かに眺めていると、しばし、浮世の塵が洗われて嬉しい。いつまでも去り難い感じである。

帰りは、庫裏にて名物一休寺納豆を買う。時間の制約もあり、十分拝観することができず心を残しつつ、一休寺を後に、四時二十分出発、帰路につく。

国道のバイパス、有料道路を利用するながら、名神京都南ICから中國縦貫道へと、道中渋滞もなく全員無事に、午後七時山崎に帰着する。

外科・内科 山中医院

院長 山中陽一

山崎町西町・TEL⑥0036

台であった関係上まとまりも良く、行動もし易く、順調に予定どおり実施することができた。郷土研究会が企画する見学箇所は、目的からして、比較的交通不便な場所が多く、従って、強行旅程となり、参加者には、いつもご迷惑を掛けていることをお詫びし、私の拙ない旅行記とします。

旅行・観劇・航空券 すぐお応えいたします

神姫観光

〒671-25 兵庫県宍粟郡山崎町鹿沢68
(神姫バス山崎待合所内)
TEL(0790) 62-7588
FAX(0790) 62-7589

事務局だより

※山崎郷土研究会役員

多田嘉一様ご逝去のお知らせ

高所地区幹事並びに史跡部役員として長年本会の事業推進に寄与され、
今もなお活躍して下さっておりました多田嘉一様が、去る八月八日不
慮の事故によりお亡くなりになりました。

ここに謹んで会員の皆様にお知らせするとともに深く哀悼の意を捧げ
るものであります。

※秋の研修旅行は、前回同様神姫観光への申込となります。バスは一
台を予定しております。